

## 入間市都市公園条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(公園予定地又は予定公園施設についての準用)</p> <p>第17条 第3条から前条まで及び第27条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。</p> <p><u>(入間市公園施設設置者等選定委員会)</u></p> <p>第18条 法第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者が行う都市公園の公園施設の設置又は管理に関し、当該公園管理者以外の者の公平な選定を図るため、入間市公園施設設置者等選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第19条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 法第5条の2第2項第9号に規定する評価の基準に関すること。</p> <p>(2) 法第5条の4第3項の規定による設置等予定者の選定に関すること。</p> <p>(3) 法第5条に規定する都市公園の公園施設を設置し、又は管理する公園管理者以外の者の選定に関すること(前二号に掲げる事項を除く。)</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第20条 委員会は、委員8人以内をもつて組織し、学識経験者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>2 法第5条の2第2項第9号に規定する設置等予定者又は法第5条に規定する都市公園の公園施設を設置し、若しくは管理する公園管理者以外の者として選定を受けようとするものと利害関係を有する者は、委員となることができない。</p>	<p>(公園予定地又は予定公園施設についての準用)</p> <p>第17条 第3条から前条まで及び次条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。</p>

(任期)

第21条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から当該調査審議が終了した日までとする。

2 職名をもつて委嘱され、又は任命された委員は、当該職を失ったときは、委員の職を失う。

(委員長及び副委員長)

第22条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第24条 委員会の会議について、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第25条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第26条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(罰則)

第27条 次の各号の一に該当する者に対しては、2,000円以下の過料を科する。

(1) 第3条第1項又は第3項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第3条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条(第17条において準用する場合を

(罰則)

第18条 次の各号の一に該当する者に対しては、2,000円以下の過料を科する。

(1) 第3条第1項又は第3項(前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条(前条において準用する場合を

<p>む。)の規定に違反して第5条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 第11条第1項又は第2項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>第28条～第30条 略</p>	<p>む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 第11条第1項又は第2項(前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>第19条～第21条 略</p>
---	--